県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

条　例
○沖縄県高校生修学支援基金条例 …… 2
○沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例 …… 4
○沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 …… 4
○沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例 …… 5
○沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例 …… 7
○沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例 …… 9
○沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例 …… 10
○沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例 …… 12
○沖縄県自殺対策緊急強化基金条例 …… 12
○沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例 …… 14
○沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 …… 15
規　則
○沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 …… 18

公布された条例のあらまし

○　沖縄県高校生修学支援基金条例（条例第39号）

1　経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒を支援することを目的として基金を設置することとし、その管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第１条から第７条まで）

2　この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第１項）

3　この条例は、平成24年３月31日限り失効することとした。（附則第２項）

○　沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1　沖縄県中部農林土木事務所の位置を沖縄市に改めることとした。（第６条第２項関係）

2　沖縄県中部農業改良普及センターの位置を沖縄市に改めることとした。（第８条第２項関係）

3　沖縄県中部土木事務所の位置を沖縄市に改めることとした。（第10条第２項関係）

4　この条例は、平成21年11月１日から施行することとした。（附則）

○　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1　土壌汚染対策法の一部が改正されたことに伴い、汚染土壌処理業の許可の申請に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。（別表第３関係）

2　この条例は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第１条本文の政令で定める日から施行することとした。ただし、３については、条例の公布の日又は同条ただし書の政令で定める日のいずれか遅い日から施行することとした。（附則第１項）

3　改正後の土壌汚染対策法第22条第２項の規定の例による汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査に係る手数料について定めることとした。（附則第２項）

○　沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例（条例第42号）

1　地球温暖化対策並びに廃棄物及び海岸漂着物等の対策を推進することを目的として基金を設置することとし、その管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第１条から第７条まで）

2　この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第１項）
3　この条例は、平成24年３月31日限り失効することとした。（附則第２項）

○　沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（条例第43号）
1　地震又は火災が発生した場合に社会福祉施設等に入所する者の安全を確保することを目的として基金を設置することとし、その管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第１条から第７条まで）
2　この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第１項）
3　この条例は、平成24年３月31日限り失効することとした。（附則第２項）

○　沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（条例第44号）
1　公的介護施設等の整備及び老人短期入所施設等にスプリンクラー設備の設置を促進することを目的として基金を設置することとし、その管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第１条から第７条まで）
2　この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第１項）
3　この条例は、平成24年３月31日限り失効することとした。（附則第２項）

○　沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（条例第45号）
1　介護職員の処遇の改善等を図ることを目的として基金を設置することとし、その管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第１条から第７条まで）
2　この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第１項）
3　この条例は、平成24年９月30日限り失効することとした。（附則第２項）

○　沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例（条例第46号）
1　沖縄県安心こども基金条例の失効の日を平成27年３月31日に改めることとした。（附則第２項関係）
2　この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○　沖縄県自殺対策緊急強化基金条例（条例第47号）
1　県内における自殺対策を緊急に強化することを目的として基金を設置することとし、その管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第１条から第７条まで）
2　この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第１項）
3　この条例は、平成24年３月31日限り失効することとした。（附則第２項）

○　沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例（条例第48号）
1　森林の保全及び森林資源の利用による林業、木材産業等の活性化を図ることを目的として基金を設置することとし、その管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第１条から第７条まで）
2　この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第１項）
3　この条例は、平成24年３月31日限り失効することとした。（附則第２項）

○　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第49号）
1　認知機能検査手数料、技能講習受講手数料等の徴収根拠を定めるとともに、猟銃又は空気銃の所持許可併記申請手数料等の額を改めることとした。（別表第８関係）
2　この条例は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号）附則第１条本文で規定する政令で定める日（平成21年12月４日）から施行することとした。（附則第１項）

条　　例

沖縄県高校生修学支援基金条例をここに公布する。

平成21年10月29日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県条例第39号

沖縄県高校生修学支援基金条例

（設置）

第１条　経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒を支援することを目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第１項の規定に基づき、沖縄県高校生修学支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する私立の高等学校の生徒の授業料の減額又は免除に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てるとき。

⑵　学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程の生徒への奨学金に要する費用を県が補助する事業の費用の

財源に充てるとき。

（規則への委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

２　この条例は、平成24年３月31日限り、その効力を失う。

沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月29日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

沖縄県条例第40号

沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例

沖縄県行政機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項の表沖縄県中部農林土木事務所の項位置の欄及び第８条第２項の表沖縄県中部農業改良普及センターの項位置の欄中「うるま市」を「沖縄市」に改める。

第10条第２項の表沖縄県中部土木事務所の項位置の欄中「宜野湾市」を「沖縄市」に改める。

附　則

この条例は、平成21年11月１日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月29日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

沖縄県条例第41号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第３第１種フロン類回収業者登録更新申請手数料の項の次に次のように加える。

汚染土壌処理業許可申請手数料	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第１項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	１件につき240,000円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号。以下「改正法」という。）附則第１条本文の政令で定める日（以下「法の施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、この条例の公布の日又は同条ただし書の政令で定める日のいずれか遅い日（以下「準備行為の施行日」という。）から施行する。

（準備行為として行う汚染土壌処理業の許可の申請に係る手数料の徴収）

２　準備行為の施行日から法の施行日の前日までの間において、改正法附則第２条第１項の規定により同法による改正後の土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第２項の規定の例による汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査については、１件につき240,000円の手数料を徴収する。

沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年10月29日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県条例第42号

沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例

（設置）

第１条　地球温暖化対策並びに廃棄物及び海岸漂着物等の対策を推進することを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第１項の規定に基づき、沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

⑴　地球温暖化対策の推進のために、公共施設を新設又は改修する事業であって、県が行うものの費用及び市町村が行うものを支援するための費用の財源に充てるとき。

⑵　地球温暖化対策の推進のために、民間施設を新設又は改修する事業に要する費用を県が補助する事業及び市町村が補助する事業を支援するための費用の財源に充てるとき。

⑶　廃棄物の投棄を監視等する事業であって、県が行うものの費用及び市町村が行うものを支援するための費用の財源に充てるとき。

⑷　ポリ塩化ビフェニルに汚染されているおそれのある電気機器等の数量や保管状況等

を調査する事業であって、県が行うものの費用の財源に充てるとき。

⑸　ポリ塩化ビフェニルに汚染されているおそれのある電気機器等にポリ塩化ビフェニルが含まれているかどうかを把握するための調査に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てるとき。

⑹　美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）第15条に規定する海岸漂着物対策推進協議会を県が設置し、及び運営する事業の費用の財源に充てるとき。

⑺　海岸漂着物等の処理に関する事業及び海岸漂着物等の発生の抑制に係る調査、普及啓発等の事業であって、県が行うものの費用及び市町村が行うものを支援するための費用の財源に充てるとき。

（規則への委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

２　この条例は、平成24年３月31日限り、その効力を失う。

沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年10月29日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県条例第43号

沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

（設置）

第１条　地震又は火災が発生した場合に社会福祉施設等に入所する者の安全を確保することを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財

源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第１項の規定に基づき、沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

⑴　社会福祉施設等（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第２項第２号の知的障害児通園施設並びに同項第３号及び第７号に規定する事業の経営に係る施設を除く。以下同じ。）の地震に対する安全性の向上を目的として行う増築、改築又は修繕に要する費用を補助するために、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるとき。

⑵　社会福祉施設等の地震に対する安全性の向上を目的として行う増築、改築又は修繕のための事業であって、県が行うものの費用の財源に充てるとき。

⑶　社会福祉施設等にスプリンクラー設備の設置に要する費用を補助するために、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるとき。

（規則への委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2　この条例は、平成24年３月31日限り、その効力を失う。

沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年10月29日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県条例第44号

沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

（設置）

第１条　公的介護施設等の整備及び老人短期入所施設等にスプリンクラー設備の設置を促進することを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第１項の規定に基づき、沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

⑴　次に掲げる事業を支援するための費用の財源に充てるとき。

ア　地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第４条第２項第２号イからハまでに規定する事業に係る公的介護施設等の整備（以下「施設等の整備」という。）に要する費用を市町村が補助する事業

イ　施設等の整備を市町村が行う事業

⑵　消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第１（六）項ロに掲げる防火対象物（老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）及び介護老人保健施設に限る。）及び同項ハに掲げる防火対象物（小規模多機能型居宅介護事業を行う施設に限る。）にスプリンクラー設備の設置に要する費用を補助するために、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるとき。

（規則への委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

２　この条例は、平成24年３月31日限り、その効力を失う。

沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年10月29日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県条例第45号

沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例

（設置）

第１条　介護職員の処遇の改善等を図ることを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第１項の規定に基づき、沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

⑴　介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による指定又は許可を受けた者が行う当該指定に係る事業所又は当該許可に係る介護保険施設に置くべきこととされている介護職員の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）の改善に要する費用を補助するために、県が行う事業の費用の財源に充てるとき。

⑵　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第５条の３に規定する養護老人ホーム、特別

養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに介護保険法第８条第14項に規定する地域密着型サービス事業（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護を行う事業に限る。）を行う事業所並びに同条第25項に規定する介護老人保健施設の円滑な開設に要する費用を補助するために、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるとき。

（規則への委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

２　この条例は、平成24年９月30日限り、その効力を失う。

沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月29日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県条例第46号

沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例

沖縄県安心こども基金条例（平成21年沖縄県条例第５号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成23年３月31日」を「平成27年３月31日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県自殺対策緊急強化基金条例をここに公布する。

平成21年10月29日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県条例第47号

沖縄県自殺対策緊急強化基金条例

（設置）

第１条　県内における自殺対策を緊急に強化することを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第１項の規定に基づき、沖縄県自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、第１条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（規則への委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2　この条例は、平成24年３月31日限り、その効力を失う。

沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例をここに公布する。

平成21年10月29日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

沖縄県条例第48号

沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例

（設置）

第１条　森林の保全及び森林資源の利用による林業、木材産業等の活性化を図ることを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業の支援のための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第１項の規定に基づき、沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

⑴　県が森林の保全及び森林資源の利用による林業、木材産業等の活性化の円滑な実施のための調整事務を行う協議会（市町村、森林組合その他関係団体、木材加工業者等で組織されるものをいう。）を設置し、及び運営する事業の費用の財源に充てるとき。

⑵　里山の再生を図るための事業であって、県が行うものの費用及び市町村が行うものを支援するための費用の財源に充てるとき、並びに当該事業に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てるとき。

⑶　木造の公共施設等を整備する事業であって、県が行うものの費用及び市町村が行うものを支援するための費用の財源に充てるとき、並びに当該事業に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てるとき。

⑷　県内で生産された木材の新たな利用法を開発するための事業であって、県が行うものの費用及び市町村が行うものを支援するための費用の財源に充てるとき、並びに当該事業に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てるとき。

（規則への委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

２　この条例は、平成24年３月31日限り、その効力を失う。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月29日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県条例第49号

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第８中「第４条の３第１項」を「第４条の４第１項」に改め、同表銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項、第４条の３第１項、第６条第１項、第７条第１項及び第２項並びに第７条の３第２項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可に関する事務の項中「5,400円」を「6,800円」に、「申請は、3,100円）」を「申請は、4,300円）」に、「9,000円」を「10,500円」に、「5,300円」を「6,700円」に、「5,800円」を「7,200円」に、「申請は、3,100円、併記」を「申請及び併記」に、「3,500円」を「4,800円」に、「場合は、3,100円」を「場合は、4,400円」に改め、同項の次に次のように加える。

銃砲刀剣類所持等取締法第４条の３第１項（同法第７条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認知機能に関する検査に関する事務	認知機能検査手数料	650円

別表第８銃砲刀剣類所持等取締法第５条の４第１項及び第２項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施に関する事務の項中「21,000円」を「22,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

銃砲刀剣類所持等取締法第５条の５第１項及び第２項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃	技能講習受講手数料	12,300円

の技能に関する講習に関する事務		

別表第８銃砲刀剣類所持等取締法第９条の５第２項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定に関する事務の項中「7,900円」を「8,900円」に改め、同表中

「

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の10第２項射撃練習を行う資格の認定に関する事務	射撃練習資格認定申請手数料	7,900円

」を

「

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の10第２項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に関する事務	射撃練習資格認定申請手数料	8,900円
銃砲刀剣類所持等取締法第９条の13第１項及び第２項並びに同条第３項において準用する同法第７条第２項の規定に基づく年少射撃資格の認定に関する事務	年少射撃資格認定申請手数料	9,600円（２件目以降の申請は、5,900円）
	年少射撃資格認定証書換え手数料	1,800円
	年少射撃資格認定証再交付手数料	1,900円
銃砲刀剣類所持等取締法第９条の14第１項及	年少射撃資格認定のための講習会の受講手数料	9,700円

」に

び第２項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務		

」

改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号）附則第１条本文で規定する政令で定める日（平成21年12月４日）から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに猟銃又は空気銃の所持許可併記、銃砲刀剣類所持許可、猟銃又は空気銃の所持許可更新、技能検定受験、射撃教習資格認定又は射撃練習資格認定の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第８の規定にかかわらず、なお従前の例による。

規　　則

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月29日

沖縄県知事　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県規則第51号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第１項第44号の２を削り、同項第44号の３を同項第44号の２とし、同項第44号の４から第44号の８までを１号ずつ繰り上げ、同項第45号の４を削り、同項第45号の３中「第一種」を「第１種」に改め、同号を同項第45号の５とし、同項第45号の２中「第一種」を「第１種」に改め、同号を同項第45号の４とし、同項第45号の次に次の２号を加える。

45の２　温泉利用許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料

45の３　温泉成分分析機関登録申請手数料

別表第１項第45号の５の次に次の１号を加える。

45の６　汚染土壌処理業許可申請手数料

別表第１項中第53号の２及び第53号の３を削り、第61号の次に次の２号を加える。

61の２　産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料

61の３　産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料

別表第１項中第140号の２から第140号の５までを削り、第143号の３を第143号の７とし、第143号の２を第143号の６とし、第143号の次に次の４号を加える。

143の２　登録販売者試験手数料
143の３　販売従事登録申請手数料
143の４　販売従事登録証書換え交付手数料
143の５　販売従事登録証再交付手数料

別表第１項第177号中「家畜人工受精所」を「家畜人工授精所」に改め、同項第180号中「家畜人工受精師」を「家畜人工授精師」に改め、同表第６項第49号の次に次の１号を加える。

49の２　認知機能検査手数料

別表第６項第51号の次に次の１号を加える。

51の２　技能講習受講手数料

別表第６項第53号の次に次の４号を加える。

53の２　年少射撃資格認定申請手数料
53の３　年少射撃資格認定証書換え手数料
53の４　年少射撃資格認定証再交付手数料
53の５　年少射撃資格認定に関する講習会の受講手数料

別表第６項第72号の４中「書換手数料」を「書換え手数料」に改め、同表第９項第25号中「用途地域」を「用途地域等」に改め、同項第45号中「又は高さ」を「、高さ又は用途」に改め、同表第22項第26号中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　別表第１項第45号の５の次に１号を加える改正規定及び次項の規定　この規則の公布の日又は土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号。次項において「改正法」という。）附則第１条ただし書の政令で定める日のいずれか遅い日

⑵　別表第６項第49号の次に１号を加える改正規定、同項第51号の次に１号を加える改正規定及び同項第53号の次に４号を加える改正規定　平成21年12月４日

（準備行為として行う汚染土壌処理業の許可の申請に係る手数料の取扱い）

２　前項第１号に定める日から改正法附則第１条本文の政令で定める日の前日までの間における改正後の別表第１項第45号の６の規定の適用については、同号中「汚染土壌処理業許可申請手数料」とあるのは「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（平成21年沖縄県条例第41号）附則第２項の規定により徴収する手数料」とする。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話　098-866-2074

印刷所　有限会社　金　城　印　刷
〒901-0305 糸満市西崎町五丁目９番16号
販売所　株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503
那覇市久茂地１丁目１番１号・デパートリウボウ内１Ｆ
購読料　１部１箇月1,800円